

の祭典に用ゐるし馬場なりといふ處あり、明治十年同地所有者野津喜六といふ者、耕作の際に、太古の土器を掘出したることありて、かた／＼由縁ある地なることは明かなり、(社記)明治五年十一月郷社に列す、社殿は本殿(桁高三尺、梁二間)拜殿(桁二間)社務所(梁四間半)隨神門(桁一間五尺、梁二間)等を具備し、境内地は二百二坪(官有地第一種)あり、杉、檜、櫻、楠、紫、茂し、正面には千數百年を経たる老松あり、西北には古松多き山簷ゆ、寶物は御鏡大小二面、御輿一個(金鍍金方三尺六寸)刀三腰、長刀一筋、金幣大小五本、真神二本、甲冑一具、弓二張、錦旗二本等を藏せり。

例 祭 日 七月十六日

神饌幣帛料供進 明治四十年九月二十七日  
指定年月日 告示第二百四十號

會計法適用 明治四十一年九月十五日  
指定年月日 縣令第五十五號

氏子戸數 七十三戸  
崇敬者員數

○島根縣隱岐國周吉郡西郷町大字西町

郷社

水祖神社

祭神 不詳

合殿 天満宮

配祀 菅原道真

創建年代詳ならざれども、延喜式所載の、水祖神社、是れなり、神社叢録及式内神名録に、(矢尾村にあり)といへり、神社叢録に、水祖は美豆乃於夜と訓むべし、(神名帳考證には「ミノヤ」、神祇志料には「ミオノヤ」と訓ませたり、神社叢録には「祭神詳かならず」とし、神名帳考證には「水神美都波能賣命」とせり、本國神名帳には、「從四位上水祖明神」と見ゆ、神祇志料に「隱州視聽合記に、本郡原田村の北、雨來川の側に小社あり、龍神の淵といふ、早に雨を祈る時は必ず驗あり、依りて之を雨來といふと云へるは、疑らくは水祖神なるを以て、龍神と誤りしならむか、姑附けて考に備ふ」といへり、本社棟札に、天文二十三年再建とあり、往古は國主の造營にして、寛文以後は、周吉穩地兩郡の造營に係りしが、明治五年十月郷社に列し、周吉郡内二十六箇村の崇敬社とせらる、(社傳)社殿棟數、本殿、拜殿、廊下、境内四百十坪(官有地第一種)。

例 祭 日 七月二十六日

神饌幣帛料供進 明治四十年十月二十九日  
指定年月日 告示第二百六十七號

會計法適用 明治四十一年九月十五日  
指定年月日 縣令第五十五號

氏子戸數 二百六十四戸  
崇敬者員數

○島根縣石見國鹿足郡津和野町大字後田

郷社

彌榮神社

須佐之男命

正哉吾勝勝速日天之忍穗耳命